

第4章 計画推進のための具体的な取組

1 さまざまな障がいに応じた生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

推進の方向性

- ・ 障がいのある人やその家族の相談に応じる窓口について一層の周知を図ります。
- ・ 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実に努めるとともに、地域の相談支援体制の強化に向けた取組を推進します。

推進方策

- ・ 障がいのある人とその家族の身近な相談先としての役割を担う相談支援事業所や障害者相談員等について、広報紙やホームページ等を活用して、一層の周知を図ります。
- ・ 基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおいて、障がい種別や様々なニーズに対応する総合的・専門的な相談支援の充実に努めます。
- ・ 相談支援体制の強化に向けて、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所への専門的な助言や人材育成を図るとともに、保健、医療、福祉、労働、教育など関係機関との連携に努めます。
- ・ 基幹相談支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を支援するため、引き続き相談支援従事者への助言や研修会などを実施します。
- ・ 障害者総合支援法に基づく協議会である「北見市障がい者支援ネットワーク」を活用して、障がいのある人や子ども、その支援者についての課題を把握するとともに、相談支援体制の整備に向け検討します。

(2) 生活を支えるサービスの充実

推進の方向性

- ・ 障がいのある人が地域生活を送るための住まいや、多様なサービスの確保に努めます。
- ・ 住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、日中活動や地域交流の場の充実に努めます。
- ・ 在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、また、親亡き後を見据えた支援を行

うため、地域生活支援の拠点を整備します。

- ・ 障がいのある子どもに療育を提供するサービスを充実します。
- ・ 施設等から地域に円滑に移行できるよう、支援体制を整備します。

推進方策

- ・ 障がいのある人の住まいを確保するために、グループホームの整備について関係法人に働きかけるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の整備を進めます。
- ・ 一人暮らしを希望する障がいのある人の生活を支援する自立生活援助の確保に努めるとともに、必要な障害福祉サービスの確保に努めます。
- ・ 日中一時支援や移動支援などの地域生活支援事業によるサービスの充実に努めます。
- ・ 地域生活支援の拠点を整備し、障がいのある人とその家族を地域全体で支えるシステムを構築します。
- ・ 子ども総合支援センター「きらり」における支援体制の充実や、放課後等デイサービス事業所における発達支援等の経験を有する職員の配置促進や自主点検による質の向上など、障がいのある子どものサービスの充実に努めます。
- ・ サービス基盤の整備が進まない自治区については、高齢者や子どものサービスとの組み合わせによる整備などについて、関係法人に働きかけます。
- ・ 入所施設と相談支援事業所との連携のもと、施設に入所している障がいのある人の意向を把握し地域移行を促進するとともに、移行後の生活について関係者と連携して支援します。
- ・ 施設に入所している障がいのある人や子どもの暮らしについて、サービス等利用計画や個別支援計画に沿った支援について入所施設と連携を図ります。
- ・ 矯正施設等に入所している障がいのある人で、退所後に自立した生活を送ることが困難な人に対しては、保護観察所や地域定着支援センター、障害福祉サービス事業所などと連携して支援します。

(3) 地域共生に向けた取組の推進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人が高齢になっても継続して必要なサービスを利用しながら生活できるような仕組みづくりを進めます。
- ・ 障がいのある人を支援するために、障がいのある人と地域住民が実施する活動を支援します。
- ・ 地域における住民同士の交流や、地域での見守り活動などを推進します。

推進方策

- ・ 障害福祉サービス事業所などで、介護保険サービスの利用が可能となる新たなサービス

の実施について事業者に働きかけるとともに、利用の促進に努めます。

- ・ 障がいのある人の社会参加や自立に向けた相互援助活動、障がいのある人とその家族、地域住民が行う活動などについて、地域生活支援事業を活用して推進します。
- ・ 町内会（自治会）などとの関係を深め、地域における活動を推進します。

（４）人材の育成・確保

推進の方向性

- ・ 障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の各種サービスを提供するため、その担い手となる人材の育成、確保に向けた取組を進めます。

推進方策

- ・ 学生などが障がいのある人に関わる仕事に関心を持つことができるよう関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の従事者などを対象に研修会を開催するなど、質の向上に努めます。

2 発達障がいのある人や保健・医療を必要とする人への支援

(1) 医療を必要とする人への支援体制の充実

推進の方向性

- ・ 障がいのある人や子どもに、健康保持や障がいの状態の軽減を図るために必要な医療が受けられるよう支援します。

推進方策

- ・ 障がいのある人や子どもに、障がいの軽減などのため、自立支援医療の利用を促進します。
- ・ 重度の障がいのある人の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。

(2) 障がいの原因となる疾病の予防・早期発見

推進の方向性

- ・ 障がいの原因となる疾病の予防とともに、疾病の早期発見による重症化予防に取り組みます。
- ・ 乳幼児期における身体の発育や発達に関する指導に努めるとともに相談支援を行い、障がいの早期発見と適切な療育の提供に努めます。

推進方策

- ・ 健康診査の実施による疾病の発症予防や、疾病の早期発見による重症化予防に努めます。
- ・ 生活習慣病を予防するための正しい知識の普及に努めるとともに、健康状態や生活習慣の改善に向けた健康相談や健康教育を実施します。
- ・ 中高年期における健康診査の受診を推進するとともに、健康診査後の保健指導と栄養指導を充実します。
- ・ がん検診の重要性を広く周知し受診促進を図るなど、がんの早期発見と早期治療について取り組みます。
- ・ 乳幼児健康診査により、乳幼児期の発育と発達状態、養育状況を把握し、適切な助言指導を行います。
- ・ 乳幼児健康診査を通じて障がいの早期発見と早期療育に努めます。

(3) こころの健康づくりの推進

推進の方向性

- ・ こころの健康づくりを進めるとともに、精神障がいのある人とその家族の支援に努めます。
- ・ 入院中の精神障がいのある人への支援について、関係機関と連携して取り組みます。

推進方策

- ・ 健康相談や電話相談など、気軽に相談できる場の活用について広く市民に周知します。
- ・ 精神障がいのある人に対して、社会性や協調性を高めるために実施している地域活動への参加を促進します。
- ・ 精神障がいのある人が、継続して治療ができるように自立支援医療の利用を促進します。
- ・ 精神障がいのある人に、入院中から、退院後の住居の確保や新生活の準備等を行う「地域移行支援」や、退院し地域生活を始めた人の相談支援を行う「地域定着支援」の利用を促進します。
- ・ 北海道精神障がい者地域生活支援センターや病院、相談支援事業所などとの包括的な連携を図りながら、精神障がいのある人の地域生活への移行や退院後の生活を支援します。

(4) 発達障がいのある人への支援

推進の方向性

- ・ 発達障がいは、年齢や環境により症状が違うなど、診断が難しい障がいでもあり、本人の暮らしに沿った支援を進めます。
- ・ 保育園や幼稚園、学校などにおける発達障がいのある子どもの支援を充実します。
- ・ 市民や企業などに発達障がいの正しい理解の促進を図ります。

推進方策

- ・ 基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターが中心となって、相談支援事業所と連携を図りながら発達障がいのある人とその家族の支援に努めます。
- ・ 北海道が設置する発達障害者支援センターと連携を図りながら、保育園や幼稚園、学校及び放課後等デイサービス事業所などにおける相談支援の向上に努めます。
- ・ 小中学校に特別支援教育支援員を配置し、発達障がいのある児童生徒に学習指導上の支援などを行います。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターやハローワークなど、就労関係機関との連携のもと、発達障がいのある人の就労を支援します。

- ・ 発達障がいの特徴などに対する理解を促進するため、研修会やパネル展を開催します。

(5) 医療的ケアが必要な人への支援

推進の方向性

- ・ 医療的ケアが必要な人を支援する体制の整備に向けて取り組みます。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもやその家族に向けたサービスの基盤づくりを進めます。

推進方策

- ・ 医療的ケアが必要な人への支援の充実に向けて、関係者が協議を行う場を設置するなど、体制の整備に努めます。
- ・ 重症心身障がいなど医療的ケアを必要とする在宅の人や子どもを対象として、社会参加と家族の負担軽減を目的とした医療的ケア支援事業を推進します。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもなどの通所サービスや、その家族の負担軽減のための短期入所の整備について、関係機関に働きかけます。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒がいる学校に看護師を配置し、学校での生活を支援します。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するために、コーディネーターを配置します。

(6) 難病等である人への支援

推進の方向性

- ・ 難病等である人に対して、制度の普及を図ります。
- ・ 難病等である人に対する相談支援の充実や、障害福祉サービス等の円滑な利用に努めます。

推進方策

- ・ 難病等である人に対して、障害者総合支援法の対象となる疾病の範囲や、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業などについて周知するなど制度の普及を図ります。
- ・ 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所などに、対象疾病拡大などの制度改正に関する周知を行い、対象となる人や子どもが適切にサービスを利用できるように努めます。

3 障がいのある子どもの健やかな育成のための支援

(1) 支援体制の充実

推進の方向性

- ・ 発達に遅れや障がいのある子どもの家族が安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 障がいの特性に応じた適切な支援が受けられるよう、障害児通所支援の専門性の向上を図ります。
- ・ 保育園等を訪問し、障がいのある子どもに対して集団生活への適応について支援を行う、保育所等訪問支援の実施について関係法人に働きかけます。
- ・ 施設入所による支援が必要な子どもについて、関係機関と連携して対応します。

推進方策

- ・ 不安を抱えている家族が相談しやすいよう、子育て支援としての相談対応に努め、市関係部署及び関係機関が連携を図りながら、家族の気持ちに配慮した相談支援を行います。
- ・ 障がいのある子どもの相談支援に従事する相談支援専門員や放課後等デイサービス事業所などの従事者を対象に研修会を実施し、質の向上を図ります。
- ・ 保育所等訪問支援の実施について、関係法人に働きかけるとともに、家族に対して制度の普及を図ります。
- ・ 放課後等デイサービスを利用する子どもが増加していることや、家族の不安が多様化していることなどから、今後、本市における支援体制の一層の充実に向けて検討します。
- ・ 施設入所が必要な子どもについて、児童相談所などの関係機関と連携を図りながら適切に対応します。
- ・ 虐待を受けた障がいのある子どもについて、児童相談所と連携を図りながら、子どもの状況に応じたきめ細かな支援に努めます。

(2) 発達支援の充実

推進の方向性

- ・ 子ども子育て支援法に基づく育ちの支援と障がいの特性などに応じた支援を連携させて、子どもが健やかに育つために取り組みます。
- ・ 発達に心配がある子どもについて、家族の気持ちに寄り添った支援に努めます。
- ・ 障がいの特性に応じた適切な療育の提供や、将来の自立に向けた支援に努めます。
- ・ ライフサイクルを通じた切れ目のない支援に向けて取り組みます。

推進方策

- ・ 乳幼児健康診査による発達状況の確認や障がいの早期発見に努めるとともに、子どもに発達の遅れや障がいがある場合は、適切な療育につなげます。
- ・ 保育園や幼稚園と連携して、子どもの状態に配慮した保育や教育を提供するとともに、保育士や幼稚園教諭への研修会を実施するなど、質の向上を図ります。
- ・ 専門知識を有する発達支援コーディネーターを保育園や幼稚園に派遣し、集団生活の適応に向けた支援を行います。
- ・ 子ども総合支援センター「きらり」において、専門知識を有する人材確保と育成に努め、療育体制を充実します。
- ・ 発達に心配がある子どもについては、乳幼児健康診査や5歳児健康相談などを通じて、医師・保健師等の専門職が、家族に対して子どもへの関わり方を助言するとともに、関係機関への支援につなげます。
- ・ 保健師と子ども総合支援センター「きらり」、保育園、地域子育て支援センター、放課後等デイサービス事業所など、子育て支援に関する関係者が相互に情報を共有しながら、障がいのある子どもとその家族の支援に努めます。
- ・ ライフサイクルを通じて、切れ目のない一貫した支援ができるよう関係機関との連携を図るとともに、より効果的な方法について検討します。

(3) 教育との連携

推進の方向性

- ・ 支援を必要とする子どもの個別のニーズに応じた適切な教育を行うための体制を整備します。
- ・ 障がいのある子どもや障がいのある人について、児童生徒に理解を広めます。

推進方策

- ・ 小中学校において、児童生徒の介助を行うための支援員を配置するとともに、学習活動の支援も併せて行う支援講師を配置し、支援が必要な児童生徒の日常生活を支えます。
- ・ 学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターを配置し、研修の企画や関係機関との連絡・調整、保護者の相談対応などを行います。
- ・ 児童館等で実施する放課後児童クラブにおいて、学校や関係機関との連携を図りながら、障がいのある児童の放課後の居場所づくりに努めます。
- ・ 学校で作成される個別の教育支援計画について、障害児相談支援において活用するほか、進学先や就労先に引き継げるように努めます。
- ・ 障がいのある児童生徒との交流を促進するため、特別支援学校在籍生徒の出身地域に所在する市内小中学校との交流を実践する居住地校交流を進めます。

- ・ 障害者総合支援法に基づく協議会と北見市特別支援教育連携会議が連携し、福祉と教育の重層的な支援体制を推進します。

(4) 家族やきょうだいへの支援

推進の方向性

- ・ 発達に遅れがある子どもや障がいのある子どもの家族が、子育ての不安を軽減して、自信を持って子育てができるよう支援を充実します。
- ・ 障がいのある子どものきょうだいへの支援を進めます。

推進方策

- ・ 乳幼児健康診査や乳幼児健康相談などにおいて、家族の育児に対する気持ちを把握し、育児不安への相談対応に努めるとともに、家庭訪問などにより継続した支援に努めます。
- ・ 子ども総合支援センター「きらり」において、子どもの発達や子育てに悩みをもつ家族に対する相談対応や支援を充実します。
- ・ 家族に対して、子育ての不安解消や孤立化を防止するために、地域子育て支援センターの利用促進を図ります。
- ・ 教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、支援を必要とする子どもやその家族に対する支援を一層充実します。
- ・ 障がいのある子どもが参加する地域サロンについて、関係機関と連携して利用を促進します。
- ・ 保健師による家庭訪問や健康相談を通じて、きょうだいの状況も把握し、家族に対する適切な助言とともに、きょうだいの子育てについても保育園や幼稚園、学校と連携して支援します。

(5) 包容（インクルージョン）の推進

推進の方向性

- ・ 障がいのある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

推進方策

- ・ 障がいのある子どもが障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるように努め、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

4 経済的自立に向けた就労環境の充実

(1) 市民や企業、行政等による応援体制づくり

推進の方向性

- ・ 障がいのある人がいきいきと働くために、市民や企業の理解を促進するほか、市民や企業、障害福祉サービス事業所、行政など地域全体で応援する体制をつくります。
- ・ 障害者優先調達推進法を踏まえ、生産活動を活性化することで地域における障がいのある人の自立した生活を目指します。

推進方策

- ・ 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、市民や企業を対象としたフォーラムの開催や、広報紙などを活用した啓発活動を実施します。
- ・ 授産製品の販路拡大に向けて、製品の周知やPR活動に対して支援を行います。
- ・ 北見市障がい者支援ネットワーク会議において、市民や企業、障害福祉サービス事業所、行政など地域全体で応援する体制づくりに向けて検討します。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づいて定めている「北見市障害者就労施設等からの物品調達方針」に従い、就労支援施設や障がいのある人を雇用する企業等への物品等の発注を促進します。

(2) 福祉的就労の充実

推進の方向性

- ・ 一般就労が困難な障がいのある人などに福祉的就労の場を提供します。
- ・ 障害基礎年金などの社会保障給付と工賃で経済的に自立した生活が可能となるよう工賃水準の向上に努めます。
- ・ 福祉的就労を利用する障がいのある人に対して、就労継続に向けて支援します。

推進方策

- ・ 一般企業等での就労を希望する障がいのある人や、一般就労が困難な障がいのある人の就労機会を確保するために、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場の利用を促進します。
- ・ 障がい特性に応じた就労支援が提供されるよう計画相談を充実します。
- ・ 工賃水準の向上を図るため、市庁舎のスペースを活用した授産製品の販売や商業施設での販売機会の確保、イベント開催時における販売機会の確保など、製品等の販路拡大に努

めます。

- ・ 就労支援事業所を利用する障がいのある人に対して、交通費を助成し就労継続に向けて支援します。

(3) 一般就労の推進

推進の方向性

- ・ 一般就労の門戸を広げるため、企業に対して障がいのある人の雇用についての理解の促進に努めます。
- ・ 一般就労を希望する障がいのある人に、雇用に関する情報提供を行います。
- ・ 一般就労に移行した障がいのある人などが、定着して就労できるよう支援します。

推進方策

- ・ 企業に対して、障がいのある人の雇用について理解を深めるため、フォーラムの開催や、障がい者就業・生活支援センターと連携した広報活動を実施します。
- ・ 企業に対して、障がいのある人の雇用を進めるため、職場適応訓練やジョブコーチの活用、助成制度の活用について働きかけます。
- ・ 一般就労を希望する障がいのある人に、障がい者就業・生活支援センターなどの就労関係機関との連携により、雇用に関する情報提供を行います。
- ・ 障がいの特性を活かした適切な仕事へのマッチングに向けて、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、北海道障害者職業センター、就労移行支援事業所などの関係機関のほか、北見地方障がい者職親会と連携します。
- ・ 福祉的就労から一般就労に移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人の就労定着支援について、関係機関と連携して進めます。

5 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 障がいに対する理解の促進

推進の方向性

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、かけがえのない一人の人間として尊重され暮らしていくことができるよう、障がい特性や障がいのある人への正しい理解を深めていきます。
- ・ 幼少期から障がいのある人と交流する機会を確保するなどして、障がいに対する理解を深めていきます。

推進方策

- ・ 広報紙やホームページの活用、ポスターの掲示やパンフレットの配布などによる理解の促進のほか、さまざまな機会を活用して啓発活動を実施します。
- ・ 障がいのある人や家族、支援者などで構成されている団体が実施するイベントなどについて市民に周知します。
- ・ 障がいのある人に対して、手助けを必要とする意思を示すヘルプマークやヘルプカードの普及を図るとともに、市民に対して周知します。
- ・ 学校や教育委員会、関係団体と連携し、地域で行われる福祉活動や行事への参加、また、ボランティア体験の促進など幼少期から福祉への理解を深めるための福祉教育を推進します。

(2) 情報・コミュニケーションの確保

推進の方向性

- ・ 障がいのある人に、障害福祉サービスの利用方法や補装具、日常生活用具の給付など、生活を支える情報をわかりやすく発信します。
- ・ 視覚や聴覚に障がいのある人などの情報の取得や意思疎通の支援について、関係団体と連携を図りながら推進します。
- ・ 重度の障がいのある人が入院した際のコミュニケーションの支援に努めます。

推進方策

- ・ 障がいのある人へのサービスに関する情報について、よりわかりやすいホームページやパンフレットを作成するとともに、窓口などにおいては、障がいの種別や特性に配慮した

情報提供に努めます。

- ・ 視覚や聴覚に障がいのある人に対して、情報取得に必要な機器を給付する日常生活用具給付事業の利用を促進します。
- ・ 聴覚に障がいのある人のために、専任の手話通訳者を市庁舎内に配置します。
- ・ 聴覚に障がいのある人が、病院受診や講座受講などで手話通訳が必要な場合、手話通訳者や手話奉仕員を派遣します。
- ・ 手話奉仕員や、点訳・朗読奉仕員の養成講座を開催し、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材を養成・確保します。
- ・ 発語困難などにより、意思の疎通が難しい重度の障がいのある人や子どもの入院時に、本人との意思疎通に熟達した支援員を派遣します。
- ・ 手話に対する理解や、聴覚に障がいのある人をはじめとする障がいのある人の意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備について、関係団体と連携を図ります。

(3) 権利擁護の推進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人とその家族に対して、権利擁護に関する制度について、普及啓発を図ります。
- ・ 判断能力が十分ではない障がいのある人などに対して、関係機関と連携して支援します。
- ・ 北見市成年後見支援センターと連携を図り、障がいのある人の成年後見制度利用に関する取組を推進します。

推進方策

- ・ 障がいのある人とその家族に対して、障害者虐待防止法や障害者差別解消法について、関係機関と連携しながら普及啓発を図ります。
- ・ 判断能力が十分ではない障がいのある人について、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づき、関係機関と連携して意思決定支援を行います。
- ・ 判断能力が十分でない障がいのある人に対して、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の周知に努めます。
- ・ 成年後見制度の普及啓発を図るとともに、制度の利用が必要な障がいのある人で、親族等がない人については、市が実施する成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。
- ・ 市民後見人の養成・確保のため、研修会を開催するとともに、フォローアップ講座を開催し、質の向上を図ります。
- ・ 北見市成年後見支援センターにおいて、社会福祉協議会や裁判所など関係機関との連携を図りながら、障がいのある人に、日常生活自立支援事業や成年後見制度の円滑な利用について支援を行います。

- ・ 権利擁護の必要な人の発見、見守りや相談など、権利擁護に関するネットワークづくりを進めます。

(4) 虐待の防止・差別の解消

推進の方向性

- ・ 市民や企業などに対して、障がいのある人の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、虐待の防止や差別の解消を図ります。
- ・ 北見市障がい者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合などの適切な対応に努めます。
- ・ 障がいのある人やその家族から、差別に関する相談に応じるとともに、広く合理的配慮の浸透に努めます。

推進方策

- ・ 市民や企業などに対して、障害者虐待防止法や障害者差別解消法について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。
- ・ 虐待の防止や差別の解消に向けて、ポスターの掲示やパンフレットの配布、研修会などを開催します。
- ・ 虐待の未然防止のため、北見市障がい者虐待防止センターにおいて、養育者に対する相談対応や指導・助言を実施します。
- ・ 虐待の疑いがある場合や、虐待が発見された場合は、北見市障がい者虐待防止センターにおいて迅速に対応するとともに、関係機関と連携を図りながら速やかに対応します。
- ・ 障がいのある人が虐待を受けた場合で一時的に避難が必要な場合は、速やかに居室の確保に努めます。
- ・ 障がいのある人やその家族から、差別に関する相談などがあつた場合は、関係機関との連携や、事業者等と調整を図りながら対応します。
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会において、差別に関する複雑な事例について対応するとともに、類似事案の発生防止などについて検討を行います。
- ・ 合理的配慮について、事例集をホームページに掲載するほか、研修会など様々な機会を通じて企業や市民への理解を深めていきます。
- ・ 市職員に対して職員対応要領を活用するなどして障害者差別解消法の理解を深めるとともに、障がいのある人に合理的配慮を提供します。

6 暮らしやすいまちづくり

(1) バリアフリーの促進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人が安心して快適に生活ができるよう、住宅や公共施設、歩行空間、交通などについて、ユニバーサルデザインに基づいた整備やバリアフリーを推進します。

推進方策

- ・ 北見市住宅マスタープランに基づき、ユニバーサルデザイン住宅の建設促進に努めるとともに、市営住宅については、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」、「北見市公営住宅条例」に基づいて、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- ・ 住宅のバリアフリーを進めるため、建築相談や住宅改修の助成を行います。
- ・ 公共的な施設や学校などのバリアフリーを進めるため、スロープの設置やトイレの改修などを進めます。
- ・ 交通のバリアフリーを進めるため、低床バスやノンステップバスなどの導入について事業者働きかけます。
- ・ 「北見市交通バリアフリー基本構想」に基づき、誘導ブロックの敷設や歩道の段差解消に努めます。

(2) 外出の支援

推進の方向性

- ・ 障がいのある人が自立した日常生活を送るために、就労や社会参加をする際に外出支援を行います。

推進方策

- ・ 障がいのある人の社会参加や、屋外での移動に困難がある子どもの外出への支援として、行動援護や同行援護、移動支援事業の提供に努めます。
- ・ 障がいのある人や、福祉的就労をしている人にバス料金の助成をします。
- ・ 身体障がいのある人に、社会活動への参加を促進するための自動車運転免許の取得費用を助成します。
- ・ 重度の身体障がいのある人に、移送サービスの提供やタクシー料金を助成するとともに、就労などのために、自動車を改造する場合の費用を助成します。

- ・ 精神障がいのある人に、就労訓練や医療機関受診のための交通費を助成します。
- ・ 難病患者等やじん臓機能障がいにより血液透析療法を受ける人に交通費を助成します。

(3) 地域福祉の推進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人などの団体の活動や、企業及びNPOなどの地域貢献活動について支援します。
- ・ 障がいのある人への福祉の担い手となるボランティアの育成や発掘を行うとともに、ボランティア団体の活動を促進します。

推進方策

- ・ 障がいのある人やその家族、支援者で構成する団体に対して、制度に関する情報の提供を行うとともに、団体の活動や行事などの情報を広く市民へ周知します。
- ・ 北見市社会福祉協議会が運営する「ボランティア市民活動センター」が中心となり、ボランティアの育成・確保等に努めるとともに、ボランティア活動を支援します。
- ・ 「ボランティア市民活動センター」において、個人や団体、企業などを対象としたボランティア講座などを開催するとともに、企業及びNPOの活動情報を広報紙やホームページなどを活用して発信します。
- ・ 「北見市ふれあい広場」や、出前講座「ミント宅配便」などを通じ、障がいのある人への福祉など、地域福祉について広く市民に対し普及啓発に努めます。

7 災害から命を守る対策と防犯対策の推進

(1) 防災対策の推進

推進の方向性

- ・ 「北見市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を活性化させます。

推進方策

- ・ 「北見市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努めるとともに、災害等の情報伝達について迅速かつ的確に行います。
- ・ 地域における災害対策を推進するため、自主防災組織の組織化に向けて啓発を行うとともに、避難訓練や防災講座を実施し、防災に関する日頃からの準備や避難方法などについて周知します。
- ・ 避難行動要支援者名簿を活用し、町内会（自治会）や民生委員・児童委員などの協力のもと、日頃からの声かけや見守りなど、地域における避難支援等の体制づくりに努めます。
- ・ 避難所における生活が困難な障がいのある人などのために、福祉避難所の拡大を図ります。
- ・ 避難所の運営にあたっては、避難所運営マニュアルに従い、障がいのある人への適切な情報提供に努めます。
- ・ 被災により一時的に避難が必要な人については、施設や障害福祉サービス事業所と連携のうえ対応するとともに、人工透析など医療が必要な人については、北海道など関係機関と連携を図りながら対応します。

(2) 防犯対策の推進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人を犯罪から守るために、地域住民による見守りなど、地域ぐるみによる防犯対策を推進します。
- ・ 障がいのある人や子どもの入所施設やサービス事業所などにおける防犯対策を推進します。

推進方策

- ・ 判断能力が十分でない人などが犯罪被害に遭わないよう、広報紙などを活用した啓発活動を行います。

- 警察と連携して、町内会（自治会）や防犯活動団体に対して研修会を開催し、地域ぐるみの防犯対策を推進します。
- 障がいのある人や子どもの入所施設のほか、障害福祉サービス事業所、日中一時支援事業所、児童通所支援事業所などの通いの場についても、関係機関と連携を図りながら、防犯対策の強化に努めます。

8 障がいのある人のスポーツ・文化活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人が生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しみ、一層の社会参加と仲間づくりができるよう活動を促進します。

推進方策

- ・ スポーツ関係団体と連携して障がいのある人へのスポーツ教室を開催するとともに、親子を含めたレクリエーションを開催します。
- ・ 市やスポーツ関係団体が主催するスポーツ教室やレクリエーションについて、広報紙の活用や、障がいのある人の団体と情報を共有しながら参加を働きかけるとともに、大会への参加費用を助成するなどして活動を支援します。
- ・ 指導員養成講習会等の費用を助成するなどして、障がいのある人のスポーツに関する指導者の養成に努めます。
- ・ 障がいのある人の団体が開催するスポーツ教室などで指導者が必要な場合には、ミニト宅配便やスポーツリーダーバンクの活用により、指導者を派遣します。
- ・ 障がいのある人や、障がいのある人等で構成する団体などが、スポーツ活動を行う際、体育館やプールなどの施設の利用料を減免して活動を支援します。

(2) 芸術・文化活動の促進

推進の方向性

- ・ 障がいのある人が生きがいをもった豊かな生活ができるよう、芸術・文化活動を促進します。

推進方策

- ・ 障がいのある人を対象として開催している芸術文化教室について、関係団体と連携して一層の周知を図り参加を促進します。
- ・ 市が開催する芸術祭やイベントについて、広報紙やホームページを活用するなどして周知に努めます。
- ・ 障がいのある人や、障がいのある人等で構成する団体などが、文化活動として公民館などの施設を利用する場合には、利用料を減免するなどして活動を支援します。